

別紙－4 変更の理由

福島港は、志布志湾に面した河口港であり、古くから運輸交通上重要な港湾として利用され、旧藩時代には秋月藩の御用船も出入りした歴史の深い港である。宮崎県港湾統計によると、平成28年の福島港の入港船舶は漁船、内航船等11,863隻、総トン数は141,275トンであった。

福島港には串間市漁業協同組合により地方卸売市場が開設され、主要な漁獲物としてハマチ・カンパチ等が取り扱われており、年間40億円台の水揚げとなっている。

浚渫区域は福島港内の海域である。福島港内は静穏な場所であり、前述の串間市漁業協同組合所属の漁船のほか、工事用船舶や海上保安庁の巡視艇など多数の船舶が岸壁を利用している。

その一方で、福島港は福島川、善田川、天神川の河口に位置しており、河川からの流入土砂が堆積しやすい場所である。設定した浚渫計画範囲は、福島港の計画水深よりも浅い範囲の中から、港湾利用が多い航路、泊地、岸壁を対象として設定したものである。

今回追加申請する水域は、串間市漁業協同組合をはじめとする利用者から水深確保の要請を受けた泊地で、河川からの流入土砂堆積により船舶の航行等に支障をきたしている。

廃棄物海洋投入処分許可申請にあたっては、海洋投入処分をしようとする一般水底土砂の特性を把握するため、追加で7地点における水底土砂の判断基準の分析を行った。今般、7地点における水底土砂の分析が終了し、いずれの地点も判断基準に適合することが確認されたことから、この7地点を含む浚渫範囲の追加変更、それに伴う海洋投入処分をしようとする廃棄物の量の変更を申請するものである。

なお、台風、大雨等の影響により、変更前の浚渫範囲の一部の堆積土砂が移動し、水深が回復した箇所があることから、浚渫範囲の減もある。